

令和6年度

五泉市マイホーム等建設支援事業  
概 要

五泉市 商工観光課

## 1. 支援対象者

- (1) 本市に居住し、又は居住するための住宅等を建設（新築、増築、改築を含む）しようとする者若しくは新築住宅を購入する者。
- (2) 建設又は購入する住宅を市内の建築業者に発注して取得する者。ただし、市外の業者に発注した場合は、市内の業者が建設費の7割以上を施工した住宅で、これを証する書面を提出する者。
- (3) 指定金融機関の住宅ローンを利用して住宅を建設する者で、前年1年間の所得金額が800万円以下の者。ただし、公用又は公共的用地等の譲渡に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による課税の特例に該当する者は、特別控除後の所得金額が800万円以下の者。
- (4) 建築確認を受け、住宅部分の建築床面積が10平方メートル以上280平方メートル以下で、かつ、住宅専用部分が2分の1を超える住宅を建設する者。ただし、建築確認不要の地域にあっては、これに代わる建築の確認ができる書面を提出する者。
- (5) 住宅専用部分に係る工事費が100万円以上の住宅等を建設する者。
- (6) 指定金融機関からの住宅ローンの借入額が100万円以上で、かつ、償還期間が3年以上の借入をする者。
- (7) 市税を完納している者。

## 2. 支援金の内容

- (1) 支援対象 1住宅に対し、1交付対象者。

- (2) 支援金

新築・改築・建売住宅購入	上限20万円
増築	上限15万円

- (3) 計算方法 ①住宅専用部分に係る最低工事費100万円に対し10万円。  
②100万円を超える額に1パーセントを乗じて得た額。  
① + ②（千円未満切捨て）
- (4) 交付期間 交付決定後速やかに交付する

### 3. 申請受付と方法

(1) 申請受付 4月1日から

※予算の状況によっては希望に添えない場合があります。

(2) 申請方法 住宅の建設又は購入が完了した日（検査済証の検査年月日、取得の場合は引渡書の年月日）から起算して60日以内に商工観光課に提出する。

(3) 添付書類

- ① 金銭消費貸借契約書の写し
- ② 建築確認済証の写し（無い場合は、建築の確認ができる書面）
- ③ 図面（工事届の写し、設計図の写し、図面を含む）
- ④ 建築完了検査済証の写し（無い場合は、完了を証する引渡書の写し）
- ⑤ 建築請負契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し、元請業者が市外の場合は住宅建築工事市内業者施行証明書）
- ⑥ 見積書の写し（総括表）

### 4. 支援金の交付決定

交付申請の提出があったときは、内容を審査し、交付・不交付の決定を行い申請者に通知する。

### 5. 交付決定の取消し

以下に該当すると認められたとき、支援金の交付決定を取り消す。

- (1) 住宅を第三者に所有権移転したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な行為により交付決定を受けたとき。

### 6. その他

ご不明な点は、商工観光課へお問い合わせください。

## 指定金融機関

第四北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、はばたき信用組合、新潟県労働金庫、新潟かがやき農業協同組合の本店及び支店

### 【参考】五泉市内の指定金融機関名

金融機関名	住 所	電話番号
第四北越銀行五泉支店	本町 1-2-33	43-2101
第四北越銀行村松支店	村松甲 1358-2	58-1351
大光銀行五泉支店	駅前 1-10-13	43-3944
大光銀行村松支店	村松甲 1754	58-6154
加茂信用金庫五泉支店	本町 3-4-20	42-4174
加茂信用金庫村松支店	村松甲 1769-1	58-7195
はばたき信用組合五泉支店	吉沢 2-1-30	43-3151
はばたき信用組合村松支店	村松甲 2248-1	58-2121
新潟県労働金庫五泉支店	東本町 2-9-2	42-1113
新潟かがやき農業協同組合 五泉支店	旭町 7-8	43-3961
新潟かがやき農業協同組合 村松支店	村松 1185-2	58-0123

### 【問い合わせ先】

商工観光課商工係	太田 1094-1	43-3911
----------	-----------	---------